

E T C コーポレートカード利用明細データ提供サービス利用約款

(趣旨)

第1条 本約款は、首都高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が、次条第3項の承諾書を発行した者（以下「データ提供サービス利用者」といいます。）に対し、データ提供サービス利用者がE T C コーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社がE T Cの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために、E T C コーポレートカード利用約款に基づき発行するカードをいいます。）により首都高速道路を利用した際の首都高速道路通行料金等に係る明細データ（以下「明細データ」といいます。）を、首都高E T C コーポレートカード請求書等発行WEBサイト（以下、「指定ウェブサイト」といいます。）において、有償で提供するサービス（以下「データ提供サービス」といいます。）について、必要な事項を定めるものです。

(利用の申込み)

第2条 データ提供サービスを利用しようとする者は、本約款の内容を承諾の上、利用申込書（別記様式第1）を当社あて提出してください。

- 2 前項の規定による提出は、利用を開始しようとする明細データの対象月の末日（当日が土曜日、日曜日、祝日、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日（以下「休日等」といいます。）の場合は同日の直前の休日等でない日）までに行わなければなりません。
- 3 当社は、第1項により提出された利用申込書の内容を確認及び審査し、データ提供サービスの利用を承諾する場合には、利用申込書を提出した者に承諾書を発行します。
- 4 データ提供サービス利用者は、利用を開始しようとする明細データの対象月の末日までに、指定ウェブサイトにおける利用登録を行ってください。

(申込内容等の変更手続き)

第3条 データ提供サービス利用者は、提出した利用申込書の内容に変更が生じるときは、遅滞なく、変更届（別記様式第2）を、当社あて提出してください。提出した変更届の内容に変更が生じるときも同様とします。

- 2 前項の変更届の提出が遅滞し又は適切ではなかったことにより生じる一切の責任は、データ提供サービス利用者が負うこととなります。

(提供の方法)

第4条 当社は、月初から月末までの1ヵ月を単位とした明細データを、明細データの対象月の翌月20日までに提供します。ただし、データ提供サービス利用者が指定ウェブサイトの利用登録を行っていない場合又はデータ提供サービス利用者に提供すべき明細データが存しない月は、上記提供をしません。

(委任)

第5条 データ提供サービス利用者は、委任状（別記様式第3）を当社あて提出することにより、明細データの受領に関する権限を代理人に委任することができます。ただし、代理人として定めることのできる者は、データ提供サービス利用者1者につき、1者までとします。

- 2 前項に規定する委任状の提出は、委任を開始する明細データの対象月の末日（当日が休日等の場合は同日の直前の休日等でない日）までに行わなければなりません。

- 3 データ提供サービス利用者は、提出した委任状における代理人を別の代理人に変更する場合には、変更後の代理人に関する委任状を当社あて提出してください。
- 4 データ提供サービス利用者は、提出した委任状における代理人の情報に変更が生じるとき（前項に規定する場合を除きます。）は、遅滞なく委任変更届（別記様式第4）を当社あて提出してください。提出した委任変更届の内容に変更が生じるときも同様とします。
- 5 データ提供サービス利用者は、第1項に規定する委任を解除するときは、遅滞なく委任解除届（別記様式第5）を当社あて提出してください。
- 6 当社は、代理人が指定ウェブサイトにおける利用登録を行わない場合その他当社の責によらない事由により代理人への明細データの提供を行うことができないと認められるときは、事前に通知又は催告することなく、委任の解除があったものとみなし、代理人への明細データの提供を中止できるものとします。この場合において、当社は、明細データを、データ提供サービス利用者本人に提供します。

（データ提供手数料）

- 第6条 データ提供手数料は、月初から月末までの1ヵ月を単位とした明細データの提供1月分当たり、770円（消費税等相当額を含みます。）です。
- 2 当社は、前項に定める手数料を、明細データの提供を行う月の通行料金等の請求にあわせて、通行料金等請求書によりデータ提供サービス利用者に請求します。
 - 3 前項の規定による請求を受けたデータ提供サービス利用者は、当社が通行料金等請求書により支払期限として指定した日（原則として、通行料金等請求書を発行した日の属する月の末日とし、その日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日）までに、当社が指定する銀行口座に入金が完了するよう銀行振込によりお支払い下さい。
 - 4 データ提供サービス利用者は、前項の銀行振込に係る振込手数料を負担するものとします。
 - 5 データ提供手数料は、第3項において支払期限として当社が指定した日までにデータ提供サービス利用者がデータ提供手数料を支払わないときは、当社所定の督促状により支払いを督促します。この場合、督促手数料として、督促状の郵送代を別途申し受けます。
 - 6 データ提供サービス利用者は、前項の規定による督促を受けたときは、データ提供手数料及び督促手数料を、督促状に記載の支払期限（その日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日）までに、当社が指定する銀行口座に入金が完了するよう銀行振り込みによりお支払下さい。この場合において、銀行振込に係る振込手数料はデータ提供サービス利用者が負担するものとします。
 - 7 データ提供サービス利用者は、督促状に記載の支払期限までにデータ提供手数料及び督促手数料を支払わないときは、当該支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、データ提供手数料の未納金の合計額に年10.75%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）を乗じて計算した額を延滞金としてお支払いいただきます。

（利用の中止等）

- 第7条 データ提供サービス利用者は、データ提供サービスの利用を中止する場合は、利用を中止したい明細データの対象月の末日までに、利用中止届（別記様式第6）を当社あて提出してください。
- 2 データ提供サービス利用者が前項の規定による提出を遅滞したこと、又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、データ提供サービス利用者にあります。
 - 3 当社は、データ提供サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに無催告で、当該利用者によるデータ提供サービスの利用を停止又は第2条第3項の承諾を取消しする

ことができます。

- 一 データ提供サービス利用者が、データ提供手数料を支払期限までに支払わないとき。
- 二 データ提供サービス利用者が、E T Cコーポレートカードの契約者たる資格を有しなくなったとき。
- 三 データ提供サービス利用者が、指定ウェブサイトにおける利用登録を取り消されたとき。
- 四 データ提供サービス利用者が、データ提供サービスを利用する者として適当でないと当社が認めたとき。

(事務取扱窓口)

第8条 本約款にかかる当社の事務取扱窓口、その連絡先、受付日時等については、当社のウェブサイトに掲示します。

(免責事項)

第9条 当社は、次の各号のいずれかに該当して生じた損害について責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

- 一 提出書類の不備、届出事項の誤り、発送上の事故その他当社の責によらない事由により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 二 通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他当社の責によらない通信手段の障害等により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 三 災害、事変その他当社の責によらない事由により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 四 当社の責によらない発送上の事故、盗難又は亡失等により、データ提供サービス利用者若しくはE T Cコーポレートカード利用者の名前、住所、E T Cコーポレートカード番号又はE T Cコーポレートカードの利用に関する情報が漏洩したとき。

(本約款の改定)

第10条 当社は、本約款を改定することがあります。

- 2 前項の場合において、当社は、改定内容又は改定後の約款をあらかじめ指定ウェブサイト上での掲示によりデータ提供サービス利用者あて通知します。当該通知により当社が指定した改定後の約款の施行日以降に、データ提供サービス利用者がデータ提供サービスを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。
- 3 データ提供サービス利用者は、改定後の約款を承諾できない場合、第7条第1項の利用中止届を提出することができます。

(反社会的勢力の排除)

第11条 データ提供サービス利用者及び当社は、暴力団、暴力団関係企業・団体、社会運動等標榜ゴロ等若しくはこれらの構成員・関係者、又はその他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。

(準拠法)

第12条 本約款に係る準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第13条 データ提供サービス利用者は、当社との間で本約款に係る訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附 則

- 1 本約款は、2025年5月1日から施行し、同年5月提供分（同年4月利用分）の明細データから適用となります。

利用申込書

年	月	日
---	---	---

（宛先）首都高速道路株式会社
代表取締役社長

お客様番号	
氏名又は法人名	
電話番号	

E T C コーポレートカード利用明細データ提供サービス利用約款及びこれに基づく貴社の措置に従うことを承諾の上、データ提供サービスの利用を以下のとおり申し込みます。

開始明細データ年月	年 月利用分から
-----------	----------

注 データ提供サービス申込者と異なる方に明細データの受領に関する権限を委任する場合は、委任状（別記様式第 3）をご提出ください。また、明細データの受領を委任した代理人の情報に変更があった場合（代理人自体を変更する場合を除きます。）は委任変更届（別記様式第 4）を、代理人自体を変更する場合は改めて委任状（別記様式第 3）を、委任を解除する場合は委任解除届（別記様式第 5）をご提出ください。

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	

変更届

年	月	日
---	---	---

（宛先）首都高速道路株式会社
代表取締役社長

お客様番号	
氏名又は法人名	
電話番号	

貴社への申込・届出内容に変更が生じますので、以下のとおり届け出します。

変更明細データ年月		年	月	利用分から
お客様情報	お客様番号			
	氏名又は法人名			
	電話番号			

注1 変更が生じる項目のみ記入してください。

注2 データ提供サービス利用者と異なる方に明細データの受領に関する権限を委任する場合は、委任状（別記様式第3）をご提出ください。また、明細データの受領を委任した代理人の情報に変更があった場合（代理人自体を変更する場合を除きます。）は委任変更届（別記様式第4）を、代理人自体を変更する場合は改めて委任状（別記様式第3）を、委任を解除する場合は委任解除届（別記様式第5）をご提出ください。

受付				備考
/	/	/	/	

委任状

年	月	日
---	---	---

委任者	お客様番号	
	氏名又は法人名	
	電話番号	

次の者を代理人と定め、下記のとおり委任します。

代理人	住所・所在地	〒
	氏名又は法人名	
	電話番号	

記

1. 委任する権限
- 首都高速道路株式会社が提供する
- (1) 明細データの受領の件
- (2) 明細データの受領に関する、その他一切の事務の件

2. 委任開始時期

委任を開始する明細データ年月	年 月利用分から
----------------	----------

以上

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	

委任変更届

年	月	日
---	---	---

（宛先）首都高速道路株式会社
代表取締役社長

お客様番号	
氏名又は法人名	
電話番号	

委任状に記載した代理人の情報に、以下のとおり変更が生じるため、届け出します。

委任を変更する明細データ年月	年 月利用分から
----------------	----------

変更前

代理人	住所・所在地	〒
	氏名又は法人名	
	電話番号	

変更後

代理人	住所・所在地	〒
	氏名又は法人名	
	電話番号	

注1 変更が生じる項目のみ記入してください。
注2 代理人を変更する場合は、委任状（別記様式第3）を新たにご提出ください。

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	

委任解除届

年	月	日
---	---	---

（宛先）首都高速道路株式会社
代表取締役社長

お客様番号	
氏名又は法人名	
電話番号	

次の者を代理人と定め、委任をした事項について、下記のとおり解除したいので、届け出します。

代理人	住所・所在地	〒
	氏名又は法人名	
	電話番号	

記

1. 委任解除する権限
- 首都高速道路株式会社が提供する
- (1) 明細データの受領の件
- (2) 明細データの受領に関する、その他一切の事務の件

2. 委任解除時期

委任を解除する明細データ年月	年 月利用分から
----------------	----------

以 上

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	

利用中止届

年	月	日
---	---	---

（宛先） 首都高速道路株式会社
代表取締役社長

お客様番号	
氏名又は法人名	
電話番号	

データ提供サービスの利用を以下のとおり中止したいので、届け出します。

中止明細データ年月	年 月利用分から
-----------	----------

首都高速道路株式会社 使用欄

受付				備考
/	/	/	/	